

## 複数の者に対する行政指導個別票

|                      |   |
|----------------------|---|
| 所管局部課（担当）名<br>（電話番号） | 大阪港湾局 営業推進室 開発調整課（06-6615-7740）   |
| 処分課（担当）名             | 同上  |
| 行政指導の名称              | 南港ポータウン地区における自動車等の通行に伴う届出書の提出   |
| 関連する<br>他局の名称        |   |
| 概要                   | <p>南港ポータウン地区においては、道路交通法に基づく大阪府公安委員会の規制により、歩行困難な人の搬送や人力での運搬が困難な荷物を輸送する自動車等を除き車両の通行が禁止されています。</p> <p>これら規制除外車両の通行に関しては、「南港ポータウン地区における自動車等の通行に関する取扱要綱」を定め、地区に進入する際に届出書の提出を求めています。</p>  |
| 根拠となる要綱等             | <p>・南港ポータウン地区における自動車等の通行に関する取扱要綱<br/> (<a href="https://www.city.osaka.lg.jp/port/cmsfiles/contents/0000452/452909/youkou.pdf">https://www.city.osaka.lg.jp/port/cmsfiles/contents/0000452/452909/youkou.pdf</a>)</p>       |
| 行政指導指針               | <p>（適用範囲）<br/> 大阪市住之江区南港中2丁目から5丁目の南港ポータウン地区内</p> <p>（主な指導事項）<br/> 規制除外車両で南港ポータウン地区に進入する場合は、同地区東側入口に設置された機械式ゲートにおいて、届出書をゲート管理員に提出のうえ交付される通行券により進入してください。<br/> 規制除外車両で進入した場合、歩行困難な人の搬送や人力での運搬が困難な荷物を輸送を終了すれば、直ちに退出してください。</p> |
| ホームページ               | <a href="https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000452909.html">https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000452909.html</a>   |
| 備考                   |   |